

3/13まで拡大コース・環境改善コースの募集を受け付けます！

賃上げをした中小企業の設備投資等に対する

補助金のご案内

最大
1,600
万円

その改善山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金をご利用ください

福祉車両を導入して職員の労力を削減したい。

新型の溶接機を導入して誰でも高品質の製品が作れるようにしたい。


自動食機洗浄機を導入して食器洗浄の時間を短縮したい。


 店舗に防犯カメラを設置して安心して働ける環境にしたい。

防滑性の高い床材に変えて転倒災害を予防したい。

アシストスーツを導入して介護を行う時の体の負担を軽減したい。

中小企業の生産性向上、労働環境改善を支援します！

補助対象 事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者

補助内容 生産性向上や労働環境改善のための費用

上限額
拡大

R6.4.1以降にキャリアアップ助成金の支給決定のあった事業所または従業員がやまなしキャリアアップユニバーシティ(CUU)の講座を受講するスリーアップ実践認証企業

対象期間 R8.5.29までに実施した事業

※受付期限：R8.3.13まで（予算がなくなり次第終了します）

詳細は山梨県HPをご確認ください。

山梨県 賃金アップ 補助金

検索



	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助上限
拡大コース	<ul style="list-style-type: none"> 引き上げ前の事業場内最低賃金が1,500円以下で山梨県の最低賃金との差が51円以上 (1,103円～1,500円／R7.12.1時点) かつ、R7.12.1からR8.5.29の間に県内事業場で30円以上の賃上げ 	生産性向上と労働能率の向上に資する設備投資等に要する費用	4/5	1事業者 1,000万円 (1,600万円)
環境改善コース	<ul style="list-style-type: none"> 引き上げ前の事業場内最低賃金が山梨の最低賃金以上1,500円以下 (1,052円～1,500円／R7.12.1時点) かつ、R7.12.1からR8.5.29の間に県内事業場で30円以上の賃上げ 	労働環境改善に資する設備投資等に要する費用	4/5	1事業者 130万円 (260万円)
助成金申請支援	<ul style="list-style-type: none"> 上記コースの申請に社会保険労務士報酬を支払っていること 	社会保険労務士報酬	10/10	10万円

※1 上限額は事業場規模、賃金引き上げ人数・金額等により変わります。

※2 予算上限額に達した時点で、申請期限にかかわらず受付を終了します。

補助金支給の流れ

従前制度からの主な変更内容

- 申請できる事業場内最低賃金の変更
拡大コース：1,103円～、環境改善コース：1,052円～
- みなし大企業を対象から除外
- 賃金引上げ労働者へ算入できる雇用期間の条件を「3ヶ月以上」から「6ヶ月以上」へと変更
※その他補助対象経費、提出書類等変更あり

①交付申請書・事業計画などを県に提出(期限:R8.3.13)



②交付決定後、提出した計画に沿って設備投資等を実施



③県に事業実施結果を報告(期限:R8.5.29)



④審査・額の確定・助成金の支給

制度概要等

右記のQRコードを読み込んでいただきますと、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金のHPにつながりますので、ご参照ください。

https://www.pref.yamanashi.jp/hataraku/chinginhikiage_hojokinsei.html



申請・問い合わせ先

山梨県事業委託先：
ヒューコムエンジニアリング（株）

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局
TEL : 055-268-7701 / 055-268-7702
E-mail : chingin-up@hucom-eng.co.jp